

厚生労働大臣指定講座

特定一般教育訓練給付制度による 運転免許取得講座を実施しております。

訓練経費の最大50%が支給されます。

- ① 教育訓練経費の40%(上限20万円まで)が訓練終了後に支給されます。
- ② 上記に加え、資格取得等をし、かつ訓練終了後、1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、教育訓練費の10%(上限5万円)が申請することにより追加で支給されます。
ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要です。

※ 給付金支給には、雇用保険の支給要件、所持免許等の条件があります。

(税込 円)

| 教育訓練講座の名称 | 訓練期間 | 総訓練時間 | 教育訓練費 | その他経費 | 合計 | 仮免手数料 (非課税) | 総合計 |
|-------------------------------------|------|------------|---------|--------|---------|----------------|---------|
| 準中型免許取得講座 (免許なし) | 1ヶ月 | 58 時間 | 381,590 | 16,500 | 398,090 | 2,850 | 400,940 |
| | | 教習時限 69 時限 | | | | | |
| 大型免許(中型8t所持) フォークリフト(C) 取得講座 | 1ヶ月 | 49 時間 | 288,750 | 22,330 | 311,080 | 2,850 | 313,930 |
| | | 教習時限 52 時限 | | | | | |
| 大型免許(準中型5t所持) フォークリフト(C) 取得講座 | 1ヶ月 | 55 時間 | 348,920 | 22,330 | 371,250 | 2,850 | 374,100 |
| | | 教習時限 59 時限 | | | | | |